

# 求人者の方へ

かつらぎ町無料職業紹介所

## 1. 求人票の提出について

- ・ 求人票の提出は、原則として雇用予定日の1週間前以上とします。ただし、求職者の都合がつく場合に限り、求人申込みから1週間以内の雇用も可能とします。

## 2. 労働時間等について

(一般)

- ・ 原則 午前8時～午後6時までの8時間以内とします。
- ・ 休憩については、各事業所の規則に基づき適切にとる事とします。

(農業、屋外作業関係)

- ・ 原則 午前8時～午後6時までの8時間以内とします。
- ・ 休憩については、長時間の作業（連続3時間程度）が続く場合は、合間に15分程度の休憩を取るようして下さい。また、暑い時期は水分補給等を行い、身体への配慮を十分に行う様、留意してください。

## 3. 雇用契約について

- ・ 本紹介所から求職者の紹介を行った上、求人者と求職者の間で面接・面談を行っていただきます。その結果、両者の間で了承されれば、求人者が雇用契約書を作成し、契約書の内容について再度双方で確認し、雇用契約書に押印します。（雇用契約書に代わり、雇用条件通知書にて確認してもOKです。）
- ・ 求職者の採否の結果を本紹介所に報告して下さい。

## 4. 過去に雇用関係のあった求職者との再雇用契約について

- ・ 継続して雇用したい場合は、改めて求人票を提出して下さい。

## 5. 作業実施日の変更について(農業、屋外作業関係)

- ・ 天候、その他の事由により、作業実施日の変更、取消しとなる場合は、変更又は取消しを決定した時点で、雇用者が雇入れ者へ直接連絡して下さい。

## 6. 賃金及び支払いについて

- ・ 和歌山県最低賃金額は、時給831円（令和2年10月1日発効）で、これを下回ることはできませんので注意して下さい。
- ・ 賃金の支払いは、毎月1回以上、一定の期日を定めて現金支給又は雇入れ者の口座へ振り込むようして下さい。
- ・ 法律により、現物支給は禁止されています。

裏面に続く

## 7. 通勤手当について

- ・通勤手当の目安として、支給の有無・支給額を事業者様の規定に基づき、検討して下さい。

※マイカーなどで通勤している人の非課税となる1ヶ月当たりの限度額の表【国税庁】

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	(全額課税)
2キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上	31,600円

## 8. 災害・事故の対処について

- ・雇用期間中の災害、事故に備えて、労災保険・傷害保険等に加入して下さい。  
(各社規定に基づいて下さい。)

## 9. 作業及び機械等取扱いの事前指導の徹底について

- ・作業を行う前に、作業現場の状況や手順等を説明し、作業を行う者（求職者）が十分理解した上で作業を行うようにして下さい。また、機械等を使用して作業を行う場合は、使用する機械の説明及び使用方法を十分に説明し、作業を行う者の作業状況を確認した上で作業を行うようにして下さい。

## 10. 雇用契約後のケガ・事故等について

- ・作業を行う者（求職者）が、作業中にケガ・事故等を起こした場合、ケガの程度を判断し、重傷の場合は救急車を呼ぶなど、迅速かつ適切に対応して下さい。また、ケガ・事故等が発生した場合において、本紹介所は、一切責任を負いませんので、ご了解下さい。

## 11. 契約不履行の場合

- ・賃金不払いや労働条件に関する事等で、今後の利用において信用に関わる事態が発生した場合で指導によっても改善が図られない場合は、登録を抹消します。